

市議員の異動

■総務課 補佐 同課主幹兼庶務統計係長 佐藤昌弘 庶務統計係長 (同課主任) 中津昌樹

■企画調整課 主幹兼企画情報係長 (同課主任) 斎藤 嘉博 広報秘書係長 (福祉健康課福祉係長) 小林巧 企画情報係長 (同課主任) 古保浩 財



堀尾 登 収入役

収入役などの人事案件に同意

収入役として堀尾登氏(普通道1、58歳)を、教育委員会委員として松井弘氏(東金沢、49歳)を任命することについて、議会の同意が得られました。両氏は



松井 弘 教育長

四月一日付で(松井氏は教育長に)就任しました。

このほか、固定資産評価審査委員会委員に成澤アキ子氏(岡田、49歳)を選任することについても、議会の同意が得られました。

政課 課長(税務課長) 上山茂
 実 課長(税務課長) 上山茂
 新保憲一 主幹兼収税管理係長
 (企画調整課主幹兼企画情報係長) 横山守雄 ■市民窓口課 補佐(会計課主幹兼会計係長) 飯谷博子 窓口係長(税務課収税管理係長) 木有功 ■福祉健康課 主幹兼課長 藤田健康 主幹兼課長 藤田健康 主幹兼課長 藤田健康 主幹兼課長 藤田健康

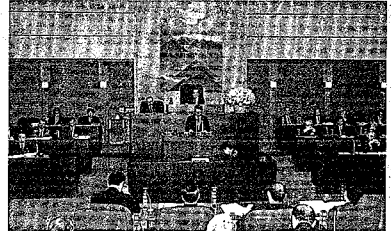
兼農業構造改善係長(都市整備課主幹兼公園緑地係長) 伊藤栄治 ■都市整備課 主幹兼公園緑地係長(同課主幹兼道路水路係長) 藤田喜英 主幹兼道路水路係長(農、産業振興課主幹兼農業構造改善係長) 原清高 業務係長(下水道課主任) 木村正二 ■下水道課 主幹兼維持管理係長(水道局主幹兼浄水管理係長) 高倉弘 ■会計課 課長(企画調整課参事) 田中ユキ子 主幹兼会計係長(福祉健康課主幹兼接遇係長) 石川修三 会計係長(福祉健康課健康増進係長) 渡辺秋子 ■議会事務局 局長(生涯学習課長) 酒井隆雄 主幹兼課長(同局庶務係長) 安積達 庶務係長(市民窓口課

窓口係長) 大沢滋 ■監査委員事務局 局長(保険年金課参事) 田中二郎 ■教育委員会) ■学校教育課 補佐(農、産業振興課補佐) 窪田吉衛 ■生涯学習課 課長(図書館長) 石崎義郎 補佐(学校教育課補佐) 目黒正 ■図書館 館長(総務課補佐) 後藤勝三 ■水道局) ■施設課 施設係長(同課給水係長) 西山修 給水係長(同課施設係長) 藤田暉 主幹兼浄水管理係長(下水道課主幹兼維持管理係長) 押野武男 ○退職者(順不同、敬称略) 松井弘、吉沢功、古川和明、遠藤信昭、堀尾登、嶋野憲、保科正旭

お買物、ご用命は市内で

あなたの安心を企画する
樋口保険企画
 有限会社
 TEL (0250) 22-6774
 営業事務所 新津市北上3丁目12番6号
 ファクシミリ (0250) 24-9110
生命保険 & 損害保険 ▶ 企画設計

笹川矯正歯科 (歯ならび治療専門)
 院長 笹川 美也子
 ●診療時間：午前 9:30~12:00
 午後 2:00~6:00
 ●休診日：木曜、日曜、祝日
 川口639-3 (JRさつき野駅より徒歩2分)
21-7777 (完全予約制です)
 SASAGAWA
 Orthodontic Office



さらに美しいまちに環境基本条例等を制定

市議会三月定例会が、二月二日から二十六日までの二十五日間の会期が開かれました。今回の議会では、平成十三年度の予算や環境基本条例、自転車等放置防止条例の制定などが審議されたほか、空席だった収入役などの人事が同意されました。

※平成十三年度の予算については、広報にの四月一日号の二〇ページを参照してください。

に、基本理念や施策の基本的な事項や市と事業者、市民それぞれの責務などを定めた新津市環境基本条例が制定されました。この条例は、昭和五十六年に制定された新津市環境整備基本条例を、地球環境レベルまで考慮して見直したもので、総合的な施策の推進を図るために環境基本計画を定めることになって

手数を徴収することになりました。これらの条例は、四月一日から施行されました。

市営住宅などの駐車料を有料化
 子育て支援センター(仮称)の設置に伴い、新津市市民会館条例の一部が改正されました。また、新津市市営住宅条例と新津市特定公共賃貸住宅条例が改正されて、市営住宅などの駐車場が有料となったほか、新津市議会政務調査費の交付に関する条例と新津市国民健康保険事業財政調整基金条例が新たに制定され、新津市職員の退職手当に関する条例などが改正されました。

環境基本条例・自転車等放置防止条例ほかを制定 空席だった収入役と教育長人事決まる

放置自転車をなくして安全・快適な環境を
 環境基本条例とともに、新津市自転車等駐車場条例と、新津市空き地管理の適正化に関する条例も新たに制定されました。自転車等放置防止条例では、市が移動や保管をした自転車などを返還するときに、利用者から

請願・発議を審議
 ■請願
 ・抜本的な雇用対策 地域経済の充実をもとめる意見書
 ・アポジット制度の早期法制化を求める意見書
 ・市町村合併に関する意見書

自転車等放置防止条例の概要

公共の場への自転車・原付バイクの放置等を禁止する。持ち主が警告を受けず移動しなかった場合、市はその自転車等を適切な場所に移動・保管することができる。その自転車等を持ち主に返すとき、市は移動・保管に要した費用を返還手数料として持ち主から徴収する(自転車・1000円、原付バイク・3000円)。

修理はお早めに!
 おまかせ下さい!
トイ・外壁工事・屋根
 住まいのトータルソリューション
サンメイク
 新津市東町1-9-16
TEL.0250-23-0407

一足早い夏の便り
 群馬産
向温室(早生)すいか
 三日月村産 **紅小玉すいか**
やまいし
 フルーツ & キフト
 TEL 23-0397
 FAX 23-3158
 本町2(新光商店街)